

約 定 書

全国食肉輸出入事業協同組合連合会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要綱（平成23年4月1日22農畜機第5077号。以下「要綱」という。）及び中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業実施要領（平成24年10月1日24全輸連融第1号。以下「要領」という。）に基づき次の条項を約定する。

（申込）

第1条 乙が貸付を実行しようとするときは、借入希望者の提出した経営計画書を乙にて審査のうえ、その貸付に関する調査意見を記載した債務保証申込書を甲に提出する。

（成立）

第2条 保証契約は甲が乙に債務保証書を交付することにより成立するものとする。

（効力）

第3条 保証契約の効力は、乙が貸付を行ったときに生じる。

2 前項の貸付は、債務保証書の発行の日から30日以内に行うものとする。

（貸付・貸付金の使途、返済状況報告）

第4条 乙は、第2条の貸付を行ったときは、貸付実行報告書にその他の関係書類の写を添えて、遅滞なく甲に通知するものとする。

2 乙は特別の事情により債務保証書発行の日から30日以内に貸付ができない場合は、貸付実行遅滞理由を甲に通知し、甲の承認を得て、債務保証書発行の日から60日以内に貸付を行うことができる。

3 債務保証書の有効期限内に乙が貸付しなかったときは、その債務保証書を直ちに甲に返還するものとする。

4 乙は、甲の保証に係る貸付（以下「被保証債権」という。）の一部の履行を受けたときは、毎年4月10日までに、全部の履行を受けたときは、速やかに甲に通知するものとする。

（保証契約の変更）

第5条 保証契約の変更は、甲が乙に保証条件変更書を交付することにより成立するものとする。

2 変更保証契約の効力は、乙が保証条件変更書に基づく手続きを完了したときに生じる。

3 前項の手続きは、保証条件変更書の交付の日から30日以内に行うものとする。

4 乙は、保証契約の変更手続きを完了したときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

5 乙は、保証契約の変更手続きをしなかったときは、遅滞なく保証条件変更書を甲に

返還するものとする。

(保証債務の履行)

第6条 甲は、被保証債権について債務者が最終弁済期日（期限利益喪失の日を含む。以下同じ。）の翌日から起算して60日を経過した後なお、その債務の全部又は一部を履行しなかったときは、乙の請求により乙に対して保証債務の履行をするものとする。ただし、この期間については、甲と乙とが別途協議の上、変更することができる。

2 前項の保証債務の履行の範囲は、主たる債務、利息及び損害金の合計額に100分の100を乗じた額以内とする。

3 前項の損害金は、最終弁済期日の翌日から起算して60日を超えない期間に係るものとする。ただし、分割弁済期日に約定弁済が行われない場合の当該損害金については、当該弁済期日の翌日から起算して120日を超えず、かつ、最終弁済期日の翌日から起算して60日を超えない期間に係るものとする。

4 第2項の損害金は、貸付利率と同率で計算するものとする。

(代位弁済の請求)

第7条 乙が甲に保証債務履行を請求するときは、代位弁済請求書に記載し、被保証債権に関する証書類の写し及び代位弁済請求に至った経過説明書を添付の上、甲に送付するものとする。

2 乙は、期限の利益を喪失させた場合は、その通知催告状の写し1通を前項の書類に添付するものとする。

3 乙は、前各項の書類のほか、甲が必要と認める書類を請求した場合は、これを提出するものとする。

4 甲は、保証債務を履行する場合は、乙の提出した書類の写しをその原本と照合の上、保証債務履行の日を乙に通知するものとする。

5 乙は甲より保証債務の履行を受けたときは、被保証債権に関する証書類を甲に交付するものとする。

(保証債務履行請求権の存続期間)

第8条 乙は、最終弁済期日の翌日から起算して1年を経過したときは、甲に対して保証債務の履行を請求することができない。

(債権の保全、取立)

第9条 乙は、常に被保証債権の保全に必要な注意をなし、債務の履行を困難にする事実を予見し、又は認知したときは、遅滞なくその旨を甲に通知し、かつ、適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は、被保証債権について債務者に対して期限の利益を喪失せしめたときは、直ちに甲に通知するものとする。

3 乙は、債務者が被保証債権の弁済期日に履行しない場合には、甲に保証していない債権の取立と同じ方法をもって、被保証債権の取り立てをなすものとする。

(求償権行使の委託)

第10条 甲が乙に対し代位弁済することにより取得した求償権の行使(違約金の徴収を含む。)を乙に対し委託しようとする場合には、乙はこれを承諾するものとする。

2 第1項の委託内容については、甲乙両者の協議により別に定めるものとする。
(免責)

第11条 甲は、次の各号に該当するときは、乙に対し保証債務の履行につき、その全部又は一部を免れるものとする。

(1) 被保証人が、貸付金を甲に申し出た使途以外に使用したとき

(2) 乙が、この約定書の条項に違反したとき

(3) 乙が、要綱及び要領の規定に違反したとき

(4) 乙が、被保証人たる資格のない者に対し貸付を行ったとき

(5) 乙が、借用証書、貸付(取引)約定書等を徴せず貸付けた時、又はこれらの借用証書等の内容が保証条件と異なるとき

(6) 乙が、甲に提出する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実を記載したとき

(7) 被保証人による貸付金の償還が困難であると認められないとき

2 甲は乙に対し保証債務の履行につき、その全部又は一部の責を免れる場合は、免責通知をすることとする。

(変更)

第12条 この約定の内容に変更を加えようとするときは、甲乙双方協議の上、決定するものとする。

(約定書の所持)

第13条 この約定書は2通作成し、甲乙各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大阪府大阪市浪速区元町3丁目10番18号
全国食肉輸出入事業協同組合連合会
代表理事 酒井 宏

⑨

乙

⑨